



介護福祉士制度の見直し

「社会福祉士及び介護福祉士法」 の一部改正について

介護福祉士・社会福祉士制度の改正について

[社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年制定、昭和63年度施行)により創設された名称独占の国家資格]

改正の背景

近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められている。

- 介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等により、認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応が求められている。
- 介護保険制度、障害者支援費制度等の利用者がサービスを選択できる制度を導入したことに伴い、サービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大してきている。

改正のポイント

- 1 介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めるなど、定義規定を見直す。
- 2 個人の尊厳の保持、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者等との連携等について新たに規定するなど、義務規定を見直す。
- 3 資質の向上を図るため、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、介護福祉士の資格取得方法を一元化する。
福祉現場における高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直しを行う。
- 4 社会福祉士の任用・活用の促進を図る。

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の概要 (平成19年12月5日公布)

1 定義規定の見直し

- ① 介護福祉士の業務:「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改正する。
- ② 社会福祉士の業務: 福祉サービスを提供する者又は医師等の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡・調整を明確化する。

2 義務規定の見直し

- ① 個人の尊厳を保持し、その有する能力・適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実に業務を行わなければならない。
- ② 介護福祉士は 認知症等の心身の状況等に応じ、社会福祉士は 地域に即した創意と工夫を行い、業務を行わなければならない。
- ③ サービスが総合的かつ適切に提供されるよう、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者その他の関係者との連携を保たなければならない。
- ④ 資格取得後も、社会福祉・介護を取り巻く環境の変化に適應するため、知識・技能の向上に努めなければならない。

施行期日

公布日: 定義規定・義務規定の見直し、社会福祉士の任用資格としての位置付けの拡大(1、2及び4②)

平成21年4月1日: 介護福祉士の教育内容の充実、社会福祉士の資格取得方法の見直し(3②・④及び4①)

平成24年4月1日: 介護福祉士の資格取得方法の見直し

(3①・③) * 平成25年1月試験から実施

3 資格取得方法の見直し

【介護福祉士】

- ① 「養成施設」卒業者は、資格を取得するためには、新たに国家試験を受験する仕組みとする。
- ② 「福祉系高校」について、教科目・時間数だけでなく新たに教員要件、教科目の内容等にも基準を課すとともに、文部科学大臣・厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとする。
- ③ 「実務経験」(3年以上)に加え、新たに6月以上の養成課程(通信等)を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

【社会福祉士】

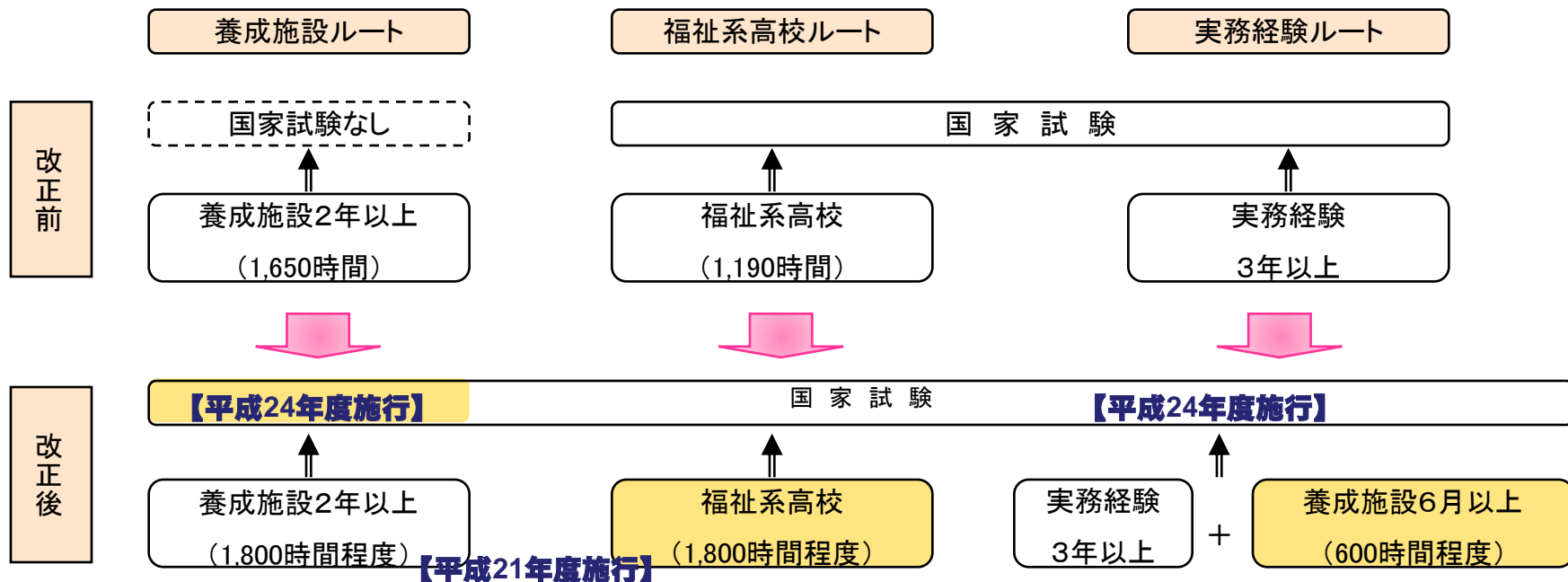
- ④ 「行政職」経験に加え、新たに6月以上の養成課程を経た上で国家試験を受験する仕組みとする。

4 社会福祉士の任用・活用の促進

- ① 社会福祉主事養成課程を修了後、2年以上の実務経験を有し6月以上の養成課程を経たものに、新たに国家試験の受験資格を付与する。
- ② 身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等の任用資格として、社会福祉士を位置付ける。

介護福祉士の資格取得方法の見直し

平成19年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法の一元化が図られたところ。



【参考】現行の資格取得者数等の状況

| | 平成20年度資格取得者 | これまでの資格取得者数の累計 |
|----------|----------------|-----------------|
| 養成施設ルート | 約1.5万人(約17.0%) | 約48.9万人(約65.8%) |
| 福祉系高校ルート | 約0.5万人(約5.7%) | |
| 実務経験ルート | 約6.8万人(約77.3%) | |
| 合計 | 約8.8万人 | 約74.3万人 |

* 平成20年度の国家試験の状況

- ・受験者数 約13.1万人
- ・合格者数 約6.8万人
(合格率約52.0%)

6月（600時間）以上の養成課程創設の目的

平成19年の法改正に当たって、今後の高齢化の一層の進行や認知症高齢者に対するケアへの対応の必要性等の背景を踏まえ、今後のあるべき介護福祉士像を整理。

介護福祉士の基礎的能力の向上の必要性

この介護福祉士の在り方像を踏まえつつ、こうした人材の養成に向けた知識・技術体系として、2年1,650時間のカリキュラムを1800時間へ拡充（養成施設ルート）。

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

他方、実務経験ルートにおいては、「即戦力として期待できるものの、制度面・理論面について十分な教育機会が欠けている」との議論があり、1800時間のカリキュラムを基本に、実務から得られる知識・技術を考慮しつつ、利用者への説明能力を高め、状態像に応じた根拠ある介護実践が可能となるよう、

- 認知症ケアや医療が必要な高齢者へのケアなど、現代的な課題に対応するために必要な知識・技術（ex. 認知症の理解や障害の理解など）
 - 根拠に基づく実践を行う観点から、制度や人体の構造等に関する知識（ex. 社会の理解やこころとからだのしくみなど）
- 等を修得するための課程として、実務経験ルートに600時間課程を創設したもの。

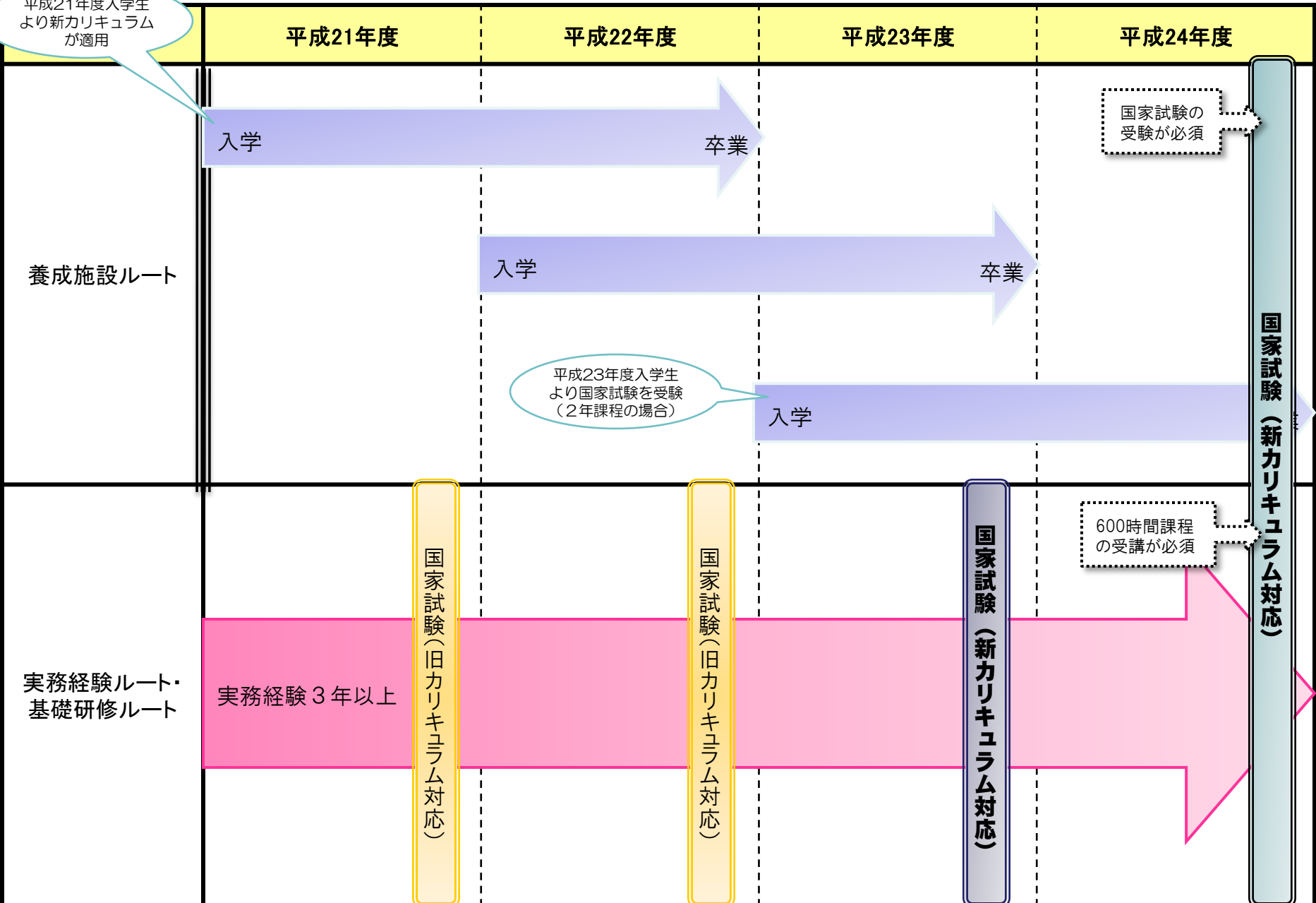
こうした改正を通じ、介護福祉士の社会的な評価を高め、処遇改善につなげることを企図。

6月（600時間）以上の養成課程の教育カリキュラム（案）

| | | 時間数 | 教育内容 |
|-------------|-------------|------|--|
| 社会 | 人間と | 15h | 人間の尊厳と自立、介護における尊厳の保持・自立支援 |
| | 人間の尊厳と自立 | | |
| | 社会の理解 | 30h | 生活と福祉、社会保障制度、介護保険制度 等 |
| 介護 | 介護の基本 | 90h | 介護福祉士の機能と役割を支えるしくみ、介護を必要とする人の理解、介護実践における連携、介護における安全の確保とリスクマネジメント 等 |
| | コミュニケーション技術 | 30h | 介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション、介護におけるチームのコミュニケーション 等 |
| | 生活支援技術 | 90h | 自立に向けた居住環境の整備、自立に向けた移動の介護、自立に向けた食事の介護 等 |
| | 介護過程 | 90h | 介護過程の意義、介護過程の展開 等 |
| こころとからだのしくみ | 発達と老化の理解 | 45h | 人間の成長と発達の理解、老化に伴うこころとからだの変化と日常生活 等 |
| | 認知症の理解 | 60h | 医学的側面から見た認知症の理解、認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活等 |
| | 障害の理解 | 60h | 障害の理解、障害の医学的側面の知識 等 |
| | こころとからだのしくみ | 90h | こころのしくみの理解、からだのしくみの理解、移動に関連したこころとからだのしくみ、食事に関連したこころとからだのしくみ 等 |
| 合計 | | 600h | |

「社会福祉士及び介護福祉士法」一部改正法の施行スケジュール

平成21年度入学生
より新カリキュラム
が適用



国家試験(新カリキュラム対応)

参議院厚生労働委員会における附帯決議（平成19年4月26日）

- 一、介護福祉士の資質の向上を図るための教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。また、本改正による介護福祉士の資格取得方法の見直しに併せて、介護報酬の見直しなど制度面を含めて介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保につながる施策の推進に努めること。
- 二、介護労働の魅力を高めるため、雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある介護労働力確保対策を総合的に推進すること。
- 三、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。
- 四、准介護福祉士の仕組みは、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、介護福祉士制度の見直し後の介護福祉士の受入れの在り方について早急にフィリピン側と調整を行う等の対応を行い、その結果を踏まえ、速やかに介護福祉士への統一化を図ること。
- 五、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。
- 六、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。
- 七、社会的援助のニーズが増大していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。
- 八、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。
- 九、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、関係機関に対し周知徹底を図ること。

衆議院厚生労働委員会における附帯決議（平成19年11月2日）

- 一、介護福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、養成施設ルート、福祉系高校ルート及び実務経験ルートのそれぞれにおいて、同等の水準の知識及び技能が担保されるよう措置すること。
- 二、社会福祉士及び介護福祉士の社会的評価に見合う処遇の確保を図るため、介護報酬の見直しなど介護保険事業の充実等に努めるとともに、国籍などを理由として介護福祉士の賃金、労働条件などに差別的取扱いが生じないよう、監督・指導を行うこと。
- 三、福祉・介護労働の魅力を高めるため、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」に基づく施策として、社会福祉士及び介護福祉士の雇用管理や労働条件の改善の促進、生涯を通じた能力開発及びキャリアアップの支援、潜在マンパワーの就業促進等の実効性ある福祉・介護労働力確保対策を総合的に推進すること。
- 四、介護職員の任用については、介護福祉士を基本とすることを念頭に置きつつ、介護福祉士への円滑な移行を促進するため、その施策の在り方を十分検討すること。
- 五、社会福祉士の任用・活用の拡大については、今回の改正事項の実効性を高めるため、都道府県及び市区町村の福祉に関する事務所職員への社会福祉士の登用の促進策の在り方について十分検討すること。また、社会福祉施設の長、生活指導員等についても、社会福祉士の任用を促進するよう周知徹底を図ること。
- 六、実務経験ルートに新たに課される六月以上の養成課程について、働きながら学ぶ者の負担軽減に配慮し、通信課程を認めるほか、教育訓練給付の対象となるように基準の設定を行うこと。
- 七、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。
- 八、社会的援助を必要とする者が増加していることにかんがみ、重度の認知症や障害を持つ者等への対応、サービス管理等の分野において、より専門的対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて、早急に検討を行うこと。また、介護福祉士をはじめ、関連分野専門職が社会福祉士となるための必要な履修認定等について検討すること。
- 九、社会福祉士及び介護福祉士の国家試験の在り方について、専門家による検討の場を設け、必要な知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて検証を行うこと。
- 十、社会福祉士の資質の向上を図るため、教育カリキュラム等の見直しに当たっては、効果的な実習が行われるよう実習指導体制の充実に十分配慮すること。
- 十一、司法・教育・労働・保健医療等の分野における社会福祉的課題の重要性にかんがみ、これらの分野への社会福祉士の職域拡大に努めること。

介護福祉士養成課程における教育 カリキュラムの見直しについて

介護福祉士養成課程における新たな教育カリキュラム

【旧カリキュラム（2年課程の場合）】

| 科目名 | | 時間数 |
|---------------|----|---------|
| 人間とその生活の理解 | | 120時間 |
| 社会福祉概論 | 講義 | 60時間 |
| 老人福祉論 | 講義 | 60時間 |
| 障害者福祉論 | 講義 | 30時間 |
| リハビリテーション論 | 講義 | 30時間 |
| 社会福祉援助技術 | 講義 | 30時間 |
| 社会福祉援助技術演習 | 演習 | 30時間 |
| レクリエーション活動援助法 | 演習 | 60時間 |
| 老人・障害者の心理 | 講義 | 60時間 |
| 家政学概論 | 講義 | 60時間 |
| 家政学実習 | 実習 | 90時間 |
| 医学一般 | 講義 | 90時間 |
| 精神保健 | 講義 | 30時間 |
| 介護概論 | 講義 | 60時間 |
| 介護技術 | 演習 | 150時間 |
| 形態別介護技術 | 演習 | 150時間 |
| 介護実習 | 実習 | 450時間 |
| 介護実習指導 | 演習 | 90時間 |
| 合 計 | | 1,650時間 |

【新カリキュラム（2年課程の場合）】

| 教育内容 | | 時間数 |
|----------------|--|---------|
| 人間と社会 | | 240時間 |
| 人間の尊厳と自立 | | 30時間以上 |
| 人間関係とコミュニケーション | | 30時間以上 |
| 社会の理解 | | 60時間以上 |
| こころとからだのしくみ | | 300時間 |
| 発達と老化の理解 | | 60時間 |
| 認知症の理解 | | 60時間 |
| 障害の理解 | | 60時間 |
| こころとからだのしくみ | | 120時間 |
| 介護 | | 1,260時間 |
| 介護の基本 | | 180時間 |
| コミュニケーション技術 | | 60時間 |
| 生活支援技術 | | 300時間 |
| 介護過程 | | 150時間 |
| 介護総合演習 | | 120時間 |
| 介護実習 | | 450時間 |
| 合 計 | | 1,800時間 |

平成21年4月より新カリキュラムへ移行

養成の目標

資格取得時の到達目標

1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける
2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を習得する
3. 介護実践の根拠を理解する
4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる
5. 利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる
6. 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる
7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画する能力を養う
8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日常生活を送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける
9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける
10. 的確な記録・記述の方法を身につける
11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける

資格取得時の介護福祉士

介護を必要とする幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力

求められる介護福祉士像

1. 尊厳を支えるケアの実践
2. 現場で必要とされる実践的能力
3. 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
4. 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
5. 心理的・社会的支援の重視
6. 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
7. 多職種協働によるチームケア
8. 一人でも基本的な対応ができる
9. 「個別ケア」の実践
10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
11. 関連領域の基本的な理解
12. 高い倫理性の保持

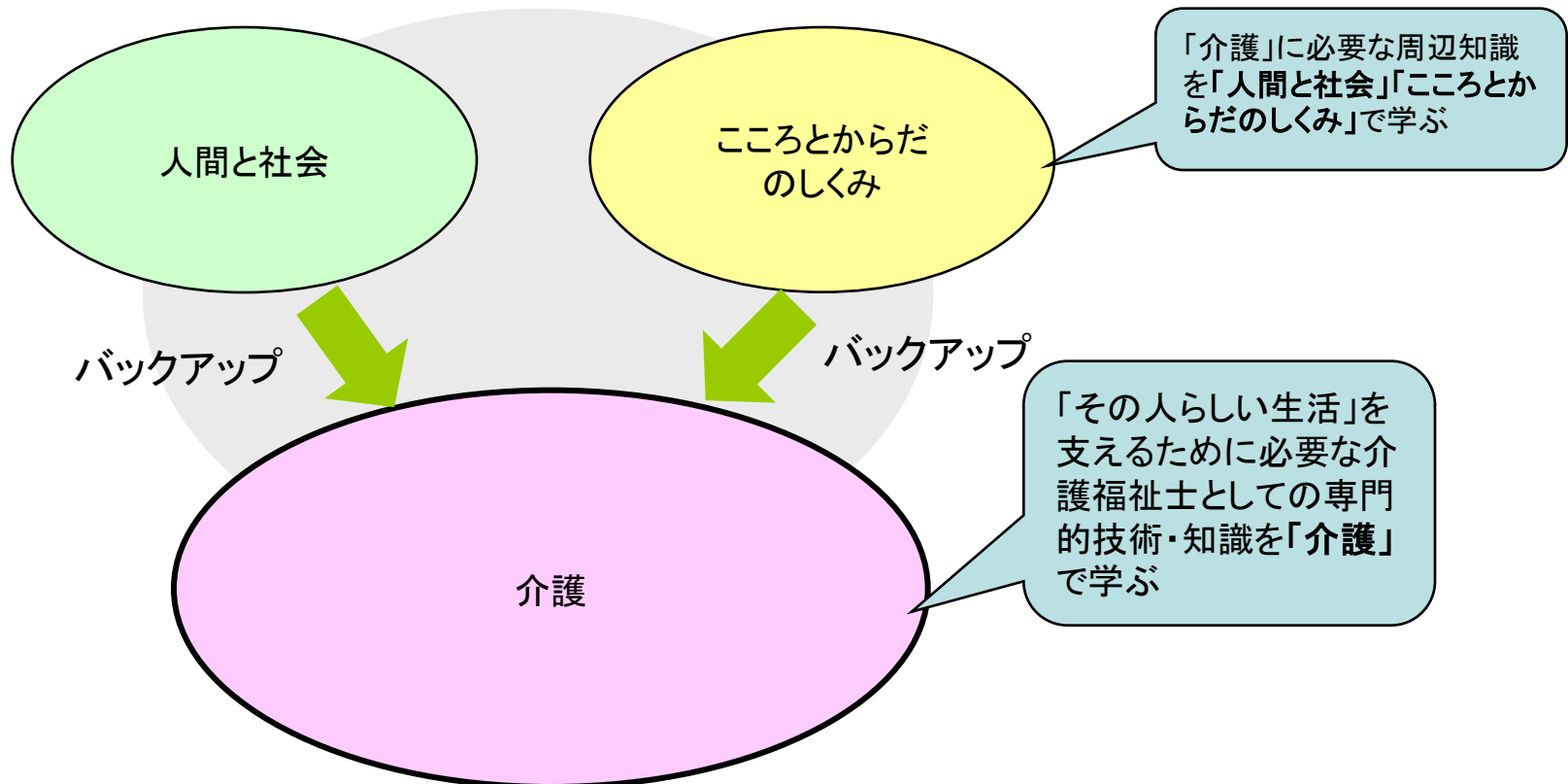
教育体系を「人間と社会」「介護」「こころとからだのしくみ」の3領域に再編

介護が実践の技術であるという性格を踏まえ、

○その基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」

○「尊厳の保持」「自立支援」の考え方を踏まえ、生活を支えるための「介護」

○多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」の3領域に再構成する。



教育カリキュラムの見直しのポイント（21年4月から）

介護に関する科目の充実（専門性の向上）

- 介護に関する科目を、現行900時間→**1260時間**へ拡充（「介護技術」（810時間）と「実習」（450時間）で構成）
- ◎ **介護技術**
 - 「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「生活援助技術」、「介護過程」及び「介護総合演習」の5科目で構成

教育現場の創意工夫による多様な教育内容の確保

- 養成施設側が、科目構成を自由に設定できるよう弾力化。
 - ・ 「人間と社会」、「介護」及び「こころとからだのしくみ」の3つの「領域」の教育内容ごとに、その裁量で科目編成を行うことができる。
 - ・ 各養成施設等の科目編成により教育内容が基準で示された水準に達していることを担保する観点から、基準で示された「教育に含むべき事項」の項目が、個々の科目のシラバスに記載されていることを条件とする。

専任教員の役割の明確化

- 科目編成等を行う専任教員を**各領域に1人ずつ配置**。
- 領域「介護」を教授する専任教員は**介護教員講習会の受講を義務付け**。

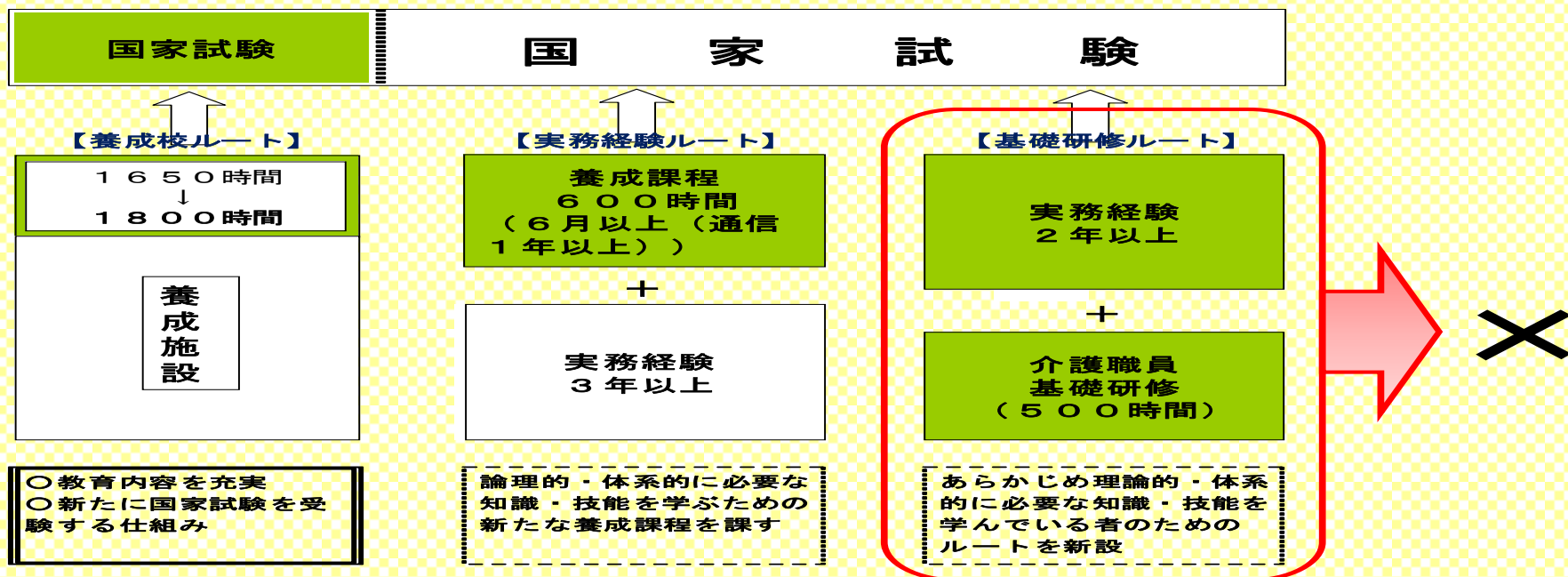
実習施設の資質の向上

- **実習施設・事業等（Ⅱ）**については、一連の介護過程を網羅的に実践できるよう、**介護職員に占める介護福祉士の比率が3割以上であることや、介護サービス提供のためのマニュアル等や介護過程に関する諸記録が整備されていること等を要件とする**。
- **上記における実習指導者**については、**原則として、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、実習指導者講習会を修了した者として、要件を強化する**。

介護福祉士の受験資格における 介護職員基礎研修の取扱いについて

実務経験ルートにおける養成課程と介護職員基礎研修の経緯

- 社会保障審議会福祉部会報告書(平成18年12月)において、介護職員基礎研修修了者について、「基礎研修修了後、実務経験2年を経た者」に対し、受験資格を付与すべきと提言。



- その後、報告書を元に、「社会福祉士及び介護福祉士法一部改正法案」が立案(基礎研修ルートについては省令事項であったため、法案そのものには盛り込まれず)される。
- 一部改正法案の国会審議(平成19年)の際に、「実務経験ルート(実務経験3年+600時間課程)【法律上措置済みのルート】と基礎研修ルート(実務経験2年+500時間)【省令で新たに措置するルート】の均衡を図るべき」との指摘があり、引き続き検討を行うこととされた。

衆参厚生労働委員会附帯決議

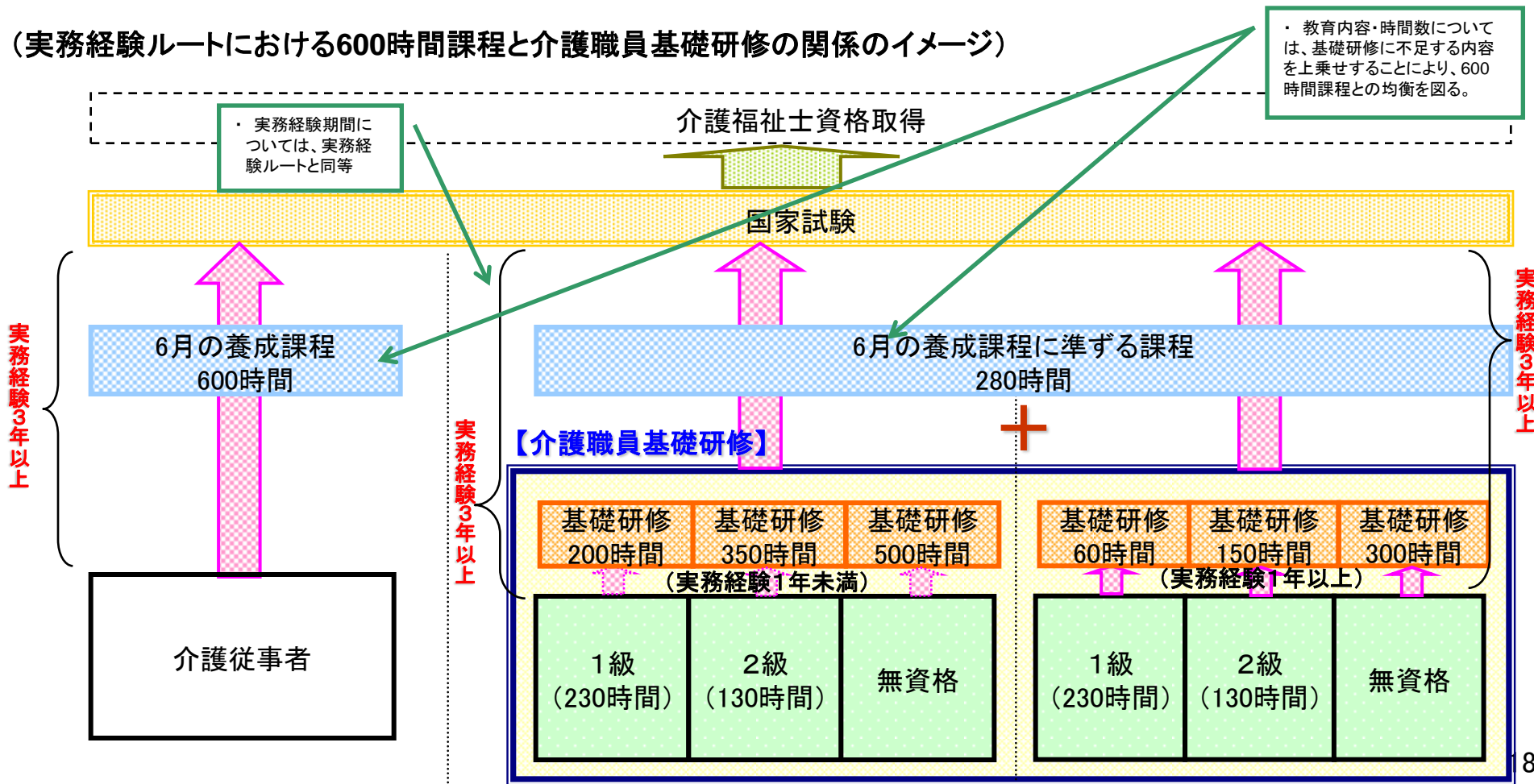
七、厚生労働省令において介護福祉士の資格取得ルートを規定するに当たっては、法律上の資格取得ルートとの間で、教育内容及び実務経験の水準の均衡に配慮すること。また、今後、介護サービスの担い手の養成に係る新たな仕組みを設けるに当たっては、現在の資格制度との関係について十分検討を行い、現場が混乱に陥ることのないようにすること。

基礎研修ルートの方について【省令事項】（案）

600時間課程と介護職員基礎研修の関係については、士法改正に係る国会審議の際に、基礎研修ルートの創設に当たって、実務経験ルートとの均衡に配慮するよう求められていることから、**資格取得ルート間の均衡を確保する観点から**、次のとおり整理する。

- ① 教育内容・時間数については、600時間課程と基礎研修の教育内容を比較して、**600時間課程から重複部分を除いた教育内容(280時間)を上乗せ**する。
- ② 実務経験期間については、**基礎研修受講前の実務経験年数を含め、実務経験ルートと同じ3年**とする。

(実務経験ルートにおける600時間課程と介護職員基礎研修の関係のイメージ)



600時間課程・280時間課程の教育カリキュラム（案）

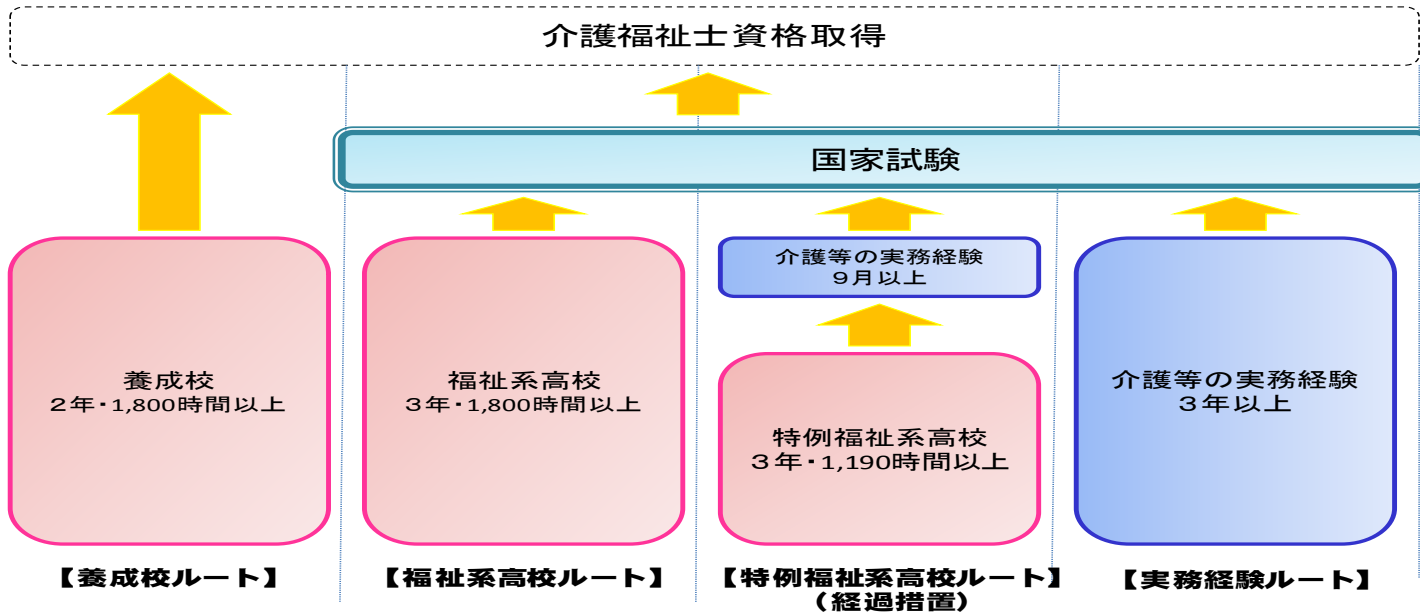
| | | 600時間課程 | 280時間課程 |
|-------------|-------------|---------|---------|
| 人間と社会 | 人間の尊厳と自立 | 15h | 15h |
| | 社会の理解 | 30h | |
| 介護 | 介護の基本 | 90h | 9h |
| | コミュニケーション技術 | 30h | 46h |
| | 生活支援技術 | 90h | |
| | 介護過程 | 90h | |
| 発達と老化の理解 | 45h | 10h | |
| こころとからだのしくみ | 認知症の理解 | 60h | 10h |
| | 障害の理解 | 60h | 20h |
| | こころとからだのしくみ | 90h | 70h |
| | その他 | 40h | 40h |
| 合計 | 600h | | 280h |

※1 これらの課程は通信課程で行うことも可能とする。
 ただし、通信課程として行う場合は、領域「介護」のうち、「生活支援技術」及び「介護過程」の内容を中心に構成された面接授業(いわゆるスクーリング)を45時間行う。

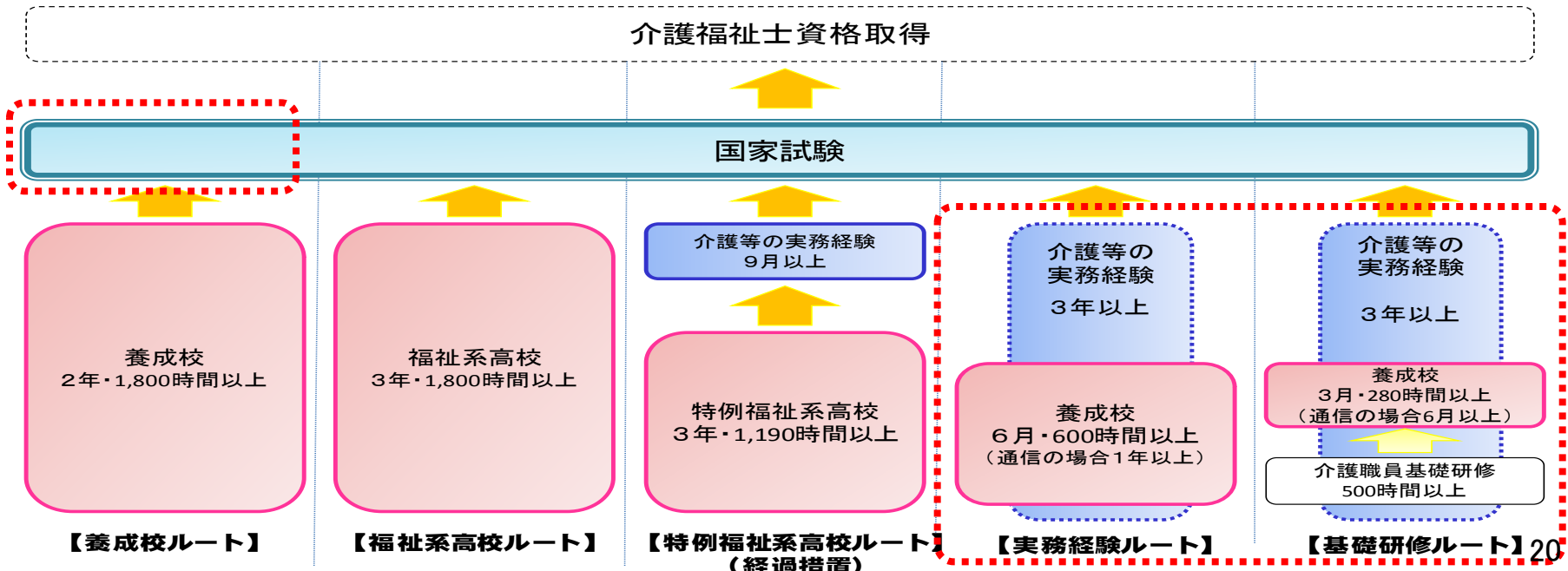
※2 280時間課程における「その他」の科目は、
 ① 介護職員基礎研修で学習した内容の復習や、
 ② 介護職員基礎研修で学習した内容を踏まえ、3領域の理解の前提となる理論・統計等に関する学習を行うための科目として、その内容は養成校の創意工夫に基づき、養成校が定める。

(参考) 平成24年度からの介護福祉士資格取得ルート全体の全体像

【平成二十三年度まで】



【平成二十四年度以降】



介護福祉士国家試験の在り方 の見直しについて

社会福祉士及び介護福祉士国家試験の今後の在り方について

(「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会報告書」の概要)

○ 高齢化の進展等により、国民の福祉・介護ニーズの多様化・高度化する中、これに的確に対応できる社会福祉士・介護福祉士を養成する観点から行われた教育カリキュラム等の見直しと併せて、**国家試験についてもその質を高めていく**観点から、新カリキュラム試験が、社会福祉士にあつては平成21年度、介護福祉士にあつては平成23年度より行うとされていることを見据え、

① **これまで国家試験を実施してきた実績の検証**

② **新しい教育カリキュラムを踏まえた今後の国家試験の在り方**

についての提言を取りまとめた。

【国家試験の基本的性格】

- ・ 専門職として必要とされる基本的な知識及び技術が網羅的に備わっていることを確認・評価するもの
- ・ 養成課程における教育内容の標準化・充実の促進

問題の質の向上のための取組

【問題作成プロセス】

(現状)

- ・ 現在の問題作成開始時期では試験問題のブラッシュアップ等に係る時間が必ずしも十分でない。
- ・ 試験問題の質の向上のため、試験委員に対する支援が必ずしも十分でない。

今後

問題作成プロセスの充実を図ることにより、問題の質を向上。

- ・ 問題作成開始時期の前倒し。
- ・ 試験委員に対する問題作成技術に関する講義・演習の実施。
- ・ 試験センターにおける試験委員への支援体制の強化、教育評価や能力評価といった視点からの研究体制の整備・構築。

【試験問題のプール制】

(現状)

- ・ 平成12年にプール制の導入を検討しているが、現時点では導入されていない。

今後

問題の質の安定化・災害等のリスク管理のため、プール制の導入。

- ・ プール制を導入するとともに、
 - ① 既出問題をブラッシュアップする仕組み
 - ② 試験問題を公募する枠組みを構築し、試験センターにこうした機能を付与。

合格基準等の検証

【合格基準等】

(現状)

- ・ 合格基準は、「総得点の60%程度を基準として、問題の難易度で補正した点数」とされている。
- ・ 禁忌枝は導入されていない。

今後

これまでの合格基準等を検証し、より合理的な内容を検討。

- ・ 合格基準について、現行の絶対基準を基本としつつ、問題の質の改善、難易度のさらなる安定化、補正方法の改善を検討。
- ・ 禁忌枝について、倫理等を禁忌枝で選別することは困難との指摘もあり、現時点では導入せず、倫理等に関する養成課程・試験問題を充実。

新カリキュラムへの対応

【新カリキュラム試験】

(現状)

- ・ 社会福祉士の問題数は150問、介護福祉士の問題数は120問。
- ・ 五枝択一で、「基本形式」、「語句の組み合わせ形式」、「AB選択形式」、「O×選択形式」、「穴埋め形式」の5形式を組み合わせで出題。

今後

新カリキュラム対応した国家試験の問題数、出題形式等を検討。

- ・ 問題数は現状を上限。
- ・ 判断力を確認する問題として、問題解釈型・問題解決型の問題、短文事例問題を充実。
- ・ 4枝択一問題、複数正答選択形式問題の導入。
- ・ 倫理等に関する問題の充実。
- ・ 社会福祉士・介護福祉士試験の重複受験が可能となるよう、実施日を考慮。

受験者への配慮

【国家試験の実施時期等】

(現状)

- ・ 筆記試験は1月下旬、実技試験は3月上旬にそれぞれ1回実施。
- ・ 合格発表は3月31日。

今後

受験者の利便性に配慮して、国家試験の実施方法を検討。

- ・ 実施時期は卒業見込みの受験者に配慮し、現状を維持することが適当。
- ・ 社会福祉士については、実技試験がないため、合格発表時期の前倒しを検討。
- ・ 実施回数は問題の質を確保すること等の観点から、当面1回とすることが適当。ただし、プール制の導入等が図られた段階で改めて検討。